

富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領

第1 趣旨

この要領は、富山市が発注する建設工事の競争入札に参加する者の資格審査及び格付について必要な事項を定める。

第2 資格審査の対象

富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）が資格審査の対象とする業者は、申請の公示において定めた期間内に受け付けた建設工事の請負に係る業者とする。

第3 審議事項

- 1 入札参加資格審査申請書の客観的事項の審査に関すること。
- 2 入札参加資格審査申請書の主観的事項の審査に関すること。
- 3 入札参加資格者名簿への登載の可否の審査に関すること。
- 4 入札参加資格者の等級格付の審査に関すること。
- 5 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所の実態の調査に関すること。
- 6 建設工事及び建設コンサルタント業務等の提案競技実施に係る審査に関すること。
- 7 その他資格審査について必要と認める事項の審査に関すること。

第4 資格審査の方法

富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成20年富山市告示第583号。以下「選定要綱」という。）第5条の規定による審査は、申請書及びその添付書類に基づいて、業種別に第5に掲げるところにより算定する客観的事項に対する付与点数（以下「客観点数」という。）及び主観的事項に対する付与点数（以下「主観点数」という。）を合計したもの（以下「総合点数」という。）により行う。ただし、法第3条第1項に規定する主たる営業所を富山市の区域以外に有する入札参加資格申請者にあっては、第5第1項に掲げる客観点数のみ算定する。

第5 資格審査事項の点数の算定

- 1 客観点数は、法第27条の23及び同法第27条の29に規定する経営事項審査の総合評定値（入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日における事実に基づき許可行政庁から通知がなされたもの（該当するものが2以上あるときは、有効期間の開始日の前日の属する月の前月

の末日に最も近い日のものとする。)) による。

2 主観点数は、次の各号の評価による点数を合計したものとする。

(1) 市工事成績

平成18年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）（ただし、選定要綱第4条第3項に規定する随時受付（以下「随時受付」という。）にあっては、その申請によって得られる入札参加資格について、有効期間の満了日が同一となる定期受付年度。次号、第4号及び第5号において同じ。）の前4年度における建設工事の種類別の市工事の成績の平均値をもとに、別表1（別表A）による。

(2) 市工事経歴

定期受付年度の前4年度における建設工事の種類別の市工事完成高をもとに、別表1（別表B）による。

(3) 技術職員数

法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数をもとに、別表1（別表C）による。

(4) 信用状況

定期受付年度の前2年度において、ア、イ又はウのいずれかに該当する事実があった場合は、次のとおりとする。

ア 書面若しくは口頭による警告又は注意及び指名停止

富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく書面若しくは口頭による警告又は注意及び指名停止の措置を受けた状況をもとに、別表1（別表D）による。なお、当該期間内にこれらの措置を2回以上受けた場合は、減点点数を加算する。

イ 入札参加制限

富山市工事成績評点による入札参加の制限等に関する要領に基づく入札参加制限を受けた状況をもとに、別表1（別表D）による。なお、当該期間内にこれらの措置を2回以上受けた場合は、減点点数を加算する。

ウ 指示又は営業の停止

建設業法に基づく指示又は営業の停止を受けた状況をもとに、別表1（別表D）による。

(5) 社会的貢献の状況

定期受付年度及び前年度における除雪協力の状況、定期受付年度における災害協

力及び障害者雇用の状況、申請日において、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年富山市消防局訓令第3号）第2条第2号に定める消防団協力事業所の認定を受けた事業所の登録の状況、富山市が平成20年度から二酸化炭素排出削減策の一環として実施したチーム富山市推進事業（以下「チーム富山市」という。）に、チーム富山市のメンバーとして登録した事業者の登録の状況、ボランティア活動の状況、定期受付年度の前2年度における保護観察対象者等の雇用状況、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定による届出の状況、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定による届出の状況、本市のSDGs サポーター登録の状況並びに除雪オペレーターの育成の状況をもとに、別表1(別表E)による。

第6 等級格付の方法

- 1 等級格付は、総合点数に基づき、別表2に定めるところにより業種別に行う。
- 2 等級格付を行う場合においては、主観的事項等を考慮して上位又は下位の級に格付できる。

第7 合併等により新たに設立された会社等の資格審査の特例

- 1 合併等により新たに設立された会社等の資格審査は第4から第6の規定の他、第3項の規定に基づいて行う。
- 2 前項の合併等により新たに設立された会社等とは、次の(1)から(5)までに掲げる会社等をいう。
 - (1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）
 - (2) 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けしたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - (3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）
 - (4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けた

ことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の当該営業部門の活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）

(5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」という。）を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（分割承継会社）

3 前項に掲げる会社等の市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況及び社会的貢献の状況の数値の算出方法は、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 合併新設会社又は合併存続会社にあっては、市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況及び社会的貢献の状況はそれぞれ合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算出する。

(2) 子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社にあっては、親会社、承継譲渡会社、譲渡業者又は分割会社からの譲り受け又は分割に係る営業部門に属する工事の市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況及び社会的貢献の状況は、ないものとみなして算出する。

ただし、営業（建設業）の全部を譲り受け又は分割により承継した場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合にあっては、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算出する。

4 前項の規定は、同項の規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用する。

第8 入札参加資格者及び等級格付の決定

- 1 委員会は、入札参加資格者及び等級格付の決定にあたっては、委員の過半数以上の同意による。
- 2 委員会は、案件を審議し、決定した場合は、その旨市長に答申する。
- 3 案件は、委員会の答申を市長が承認したとき決定する。

第9 委員会に提出する案件等

- 1 建設工事入札参加資格審査一覧（案）
- 2 市内業者名簿（案）
- 3 市外業者名簿（案）

4 等級格付基準表（案）

5 その他

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

2 改正後の富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領の規定は、経営事項審査を平成18年5月1日以降に申請したものについて適用し、経営事項審査を平成18年5月1日前に申請したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月5日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 第5第1項に定める経営事項審査の総合評定値は、法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）による。ただし、この要領の施行日以後における平成20年度の随時受付に係る経営事項審査の総合評定値は、法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）によることができる。

3 第5第2項第3号の規定については、選定要綱第4条第3項に規定する定期受付にあっては平成22年度の申請から、随時受付にあっては平成23年度の申請から適用する。ただし、平成22年度の定期受付については、減点の対象となる期間を平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年度とする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月24日から施行する。
(適用区分)
- 2 第5第2項第1号に規定する前2年度における建設工事の種類別の市工事の成績は、平成18年度以前に契約した工事（平成18年度に契約した債務負担行為工事を除く。）については、それぞれの工事成績に5点を加算したものとし、平成20年度の定期受付から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第5第2項第4号に規定する定期受付年度及び前年度における除雪協力の状況は、選定要綱第4条第3項に規定する定期受付にあっては平成22年度の申請から、随時受付にあっては平成23年度の申請から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年11月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 定期受付（選定要綱第4条第3項に規定する「定期受付」をいう。）に係る平成22年度の申請並びに随時受付に係る平成23年度及び平成24年度の申請における第5第2項第1号に規定する市工事成績については、改正後の別表第1（別表A）にかかわらず、次の表による。

平成22年度の定期受付及び平成23年度並びに平成24年度の随時受付に適用する
市工事成績の表

工事成績（年間平均）	評点
85点以上	50
80点以上 85点未満	40
75点以上 80点未満	30
70点以上 75点未満	20
67点以上 70点未満	10
65点以上 67点未満	0
65点未満	-15

- 3 改正後の第5第2項の規定にかかわらず、平成22年度の随時受付に係る手

続については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5第2項第4号の規定及び別表1(別表D)については、定期受付にあっては平成24年度の申請から、随時受付にあっては平成25年度の申請から適用とし、平成23年度及び平成24年度の随時受付に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5第2項第5号の規定及び別表1(別表E)については、定期受付にあっては平成28年度の申請から、随時受付にあっては平成29年度の申請から適用とし、平成28年度の随時受付に係る手続きについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成28年度の定期受付における第5第2項第5号及び別表1(別表E)の規定の適用については、これらの規定中「前2年度」とあるのは「前2年度の初日から申請までの間」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5関係）

工事成績（別表A）

工事成績（年間平均）の評点
(各者の工事成績平均点数 - 6.5点) × 3 により算出した数値

工事経歴（別表B）

土木・舗装・その他業種	建築	電気・管・造園	評点
200,000千円以上	300,000千円以上	60,000千円以上	40
100,000千円以上～200,000千円未満	100,000千円以上～300,000千円未満	40,000千円以上～60,000千円未満	30
50,000千円以上～100,000千円未満	50,000千円以上～100,000千円未満	20,000千円以上～40,000千円未満	20
20,000千円以上～50,000千円未満	20,000千円以上～50,000千円未満	10,000千円以上～20,000千円未満	10
20,000千円未満	20,000千円未満	10,000千円未満	5
0	0	0	0

技術職員数（別表C）

区分	評点
1級技術者	3点／1人
2級技術者	2点／1人
その他技術者	1点／1人

※上限は30点

信用状況（別表D）

処分内容	評点
書面又は口頭による警告・注意	-10
1回の指名停止期間が1月以内	-20
1回の指名停止期間が1月を超え2月以内	-30
1回の指名停止期間が2月を超え3月以内	-40
1回の指名停止期間が3月を超える場合	-50
2月の入札参加制限	-10
建設業法に基づく指示又は営業停止（一処分につき）	-30

別表1（第5関係）

社会的貢献の状況（別表E）

種類	内 容	評 点
除雪協力	自社の機械で道路又は歩道除雪業務を実施する。（機械及びオペレーターの提供）	1年につき10
	市から貸与された機械で道路又は歩道除雪業務を実施する。（オペレーターの提供）	1年につき5
災害協力	申請日時点で、本市と「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結している協会等の会員として、災害時の協力体制をとっている。	15
ボランティア活動	定期受付年度の9月30日から前4年間に2回以上、ボランティア活動を実施している。 (4年間で2回以上継続的に行っている実績を必要とする。)	10
	定期受付年度の9月30日から前2年間に2回以上、法定外公共物の維持・管理を行っている生産組合などから依頼を受け、草刈りや水路のしゅんせつ、軽微な修繕などの地域貢献活動を行っている。 (2年間で2回以上継続的に行っている実績を必要とする。)	10
	申請日時点及び前年度にひとり暮らし高齢者宅等への除雪協力として、富山市社会福祉協議会（ボランティアセンター）が組織する「おらっちゃん雪かき隊」等の除排雪ボランティアに事業者として登録があること。	5
障害者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の雇用義務があり、定期受付年度の6月1日時点で、法定雇用率を満たす数以上の障害者を雇用している。	5
	障害者の雇用義務のない者が、申請日時点で、障害者を1名以上雇用している。	10
保護観察者雇用	協力雇用主として、富山保護観察所に登録し、定期受付年度の前2年度に保護観察対象者等を3ヶ月以上雇用している。	5
消防団協力事業所	申請日時点で、勤務時間中の消防団活動に対しての便宜や、地域防災のために従業員の消防団への入団促進など、消防団活動に協力している。（表示証の交付を受けていることが必要）	10
チーム富山市	申請日時点で、企業等が自主的に、具体的な温暖化防止行動とその目標を掲げ、温室効果ガス削減の成果を上げることを目的とする「チーム富山市」に参加・登録している。	5
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出	次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者である事業主（法令で策定が義務付けされていない努力義務とされる者）で一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている。	5
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者が100人以下の者である事業主（法令で策定が義務付けされていない努力義務とされる者）で一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている。	5
SDGs推進活動	申請日時点で、SDGsに掲げる貧困・飢餓、健康、福祉、教育、気候変動、平和、公正などの目標達成に向けて取り組む企業として本市のSDGsサポーター登録をしている。	5
除雪オペレーターの育成	申請日時点で、本市の除雪オペレーターとして登録され、かつ、定期受付年度の9月30日から前5年に、（一社）日本建設機械施工協会北陸支部の「除雪機械安全施工技術講習会」や富山県の「除雪オペレーター実地研修」等、除雪作業の技術向上や安全管理の講習を受講した従業員を雇用している。	10
	申請日時点で、本市の除雪オペレーターとして登録され、かつ、定期受付年度及びその前年度で、申請日までの間、本市の除雪オペレーターとして新規に登録した従業員を雇用している。	

別表2 (第6関係)

令和5・6年度		
業種	格付	総合点数
土木	A	1100点以上
	B	910点～1099点
	C	720点～909点
	D	719点以下
建築	A	985点以上
	B	630点～984点
	C	629点以下
舗装	A	1315点以上
	B	980点～1314点
	C	979点以下
電気	A	970点以上
	B	670点～969点
	C	669点以下
管	A	970点以上
	B	740点～969点
	C	739点以下
造園	A	930点以上
	B	690点～929点
	C	689点以下